

令和3年4月※から(※生殖機能温存療法実施日が令和3年4月以降の者が対象)

生殖機能温存療法の

助成上限額・助成対象が変わります

	生殖機能温存療法実施日	
	令和3年3月31日まで	令和3年4月1日以降
原疾患	がん	<ul style="list-style-type: none">がん造血幹細胞移植が実施される非がん疾患アルキル化剤が投与される非がん疾患
助成上限額(1回あたり)		
胚(受精卵)凍結	20万円	35万円
未授精卵子凍結	20万円	20万円
卵巣組織凍結	20万円	40万円
精子凍結	3万円	3万円
精子凍結 (精巣内精子採取術)	3万円	35万円
年齢 (生殖機能温存療法実施時)	上限:男女とも40歳未満 下限:なし	上限:男女とも43歳未満 下限:なし
助成回数		
胚(受精卵)凍結 未授精卵子凍結 精子凍結	1回(原疾患治療開始までに複数回凍結を行った場合はまとめて1とする)	2回(原疾患治療開始までに複数回凍結を行った場合はそれぞれを1とする)
卵巣組織凍結	1回 再移植時の助成はなし	採取時1回 再移植時1回
凍結に至らなかった場合	(規定なし)	助成対象とする

※いずれの場合も生殖機能温存療法実施日から1年以内に申請を行ってください。

手続きの詳細は以下の担当までお問い合わせいただくか、京都府ホームページをご確認ください。

京都府健康福祉部健康対策課がん対策係

京都府 生殖機能温存

検索

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ☎ 075-414-4766 (直通)